

霞学区自主防災協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、「霞学区自主防災協議会」という。

(目的)

第2条 この会は、霞学区内に居住する住民の防災意識を高めることを第一の目的とする。
また、霞学区の各町内会の自主防災活動を支援することを第二の目的とする。

2 各町内会の自主防災活動については、各町において決める。

(組織)

第3条 この会は、霞学区に居住する者をもって組織する。

2 組織図は別にさだめる。

3 組織の改編等は必要に応じて弾力的におこなう。

(活動)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

(1) 学区の防災訓練

(2) 学区の防災啓発のための研修や防災新聞の発行

(3) 学区の地域安全点検

(4) その他、目的を達成するために必要なこと

2 この会の活動状況については、まちづくり推進委員会へ報告するものとする。

(役員等)

第5条 この会に次の役員等を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 9名（各町内会長をあてる）

(3) 事務局 15名程度（内1名を事務局長とする）

(4) 会計 1名

(5) 監査 1名

(6) 顧問 若干名

2 会長は総会において選任する。任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 副会長は各町内会長をあてる。任期は当該町内会長の期間とする。

4 事務局は各町から選出し構成する。任期は特にはさだめない。

員数および任期は弾力的に取り扱うものとする。

5 会計は事務局内におく。

6 顧問は本会会長、町内会連合会会長、まちづくり推進委員会委員長等の経験者を充てる。

(役員等の任務)

第6条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統括し、決済する。
- (2) 副会長は、会長とともに事務局の立案について協議し承認をおこなう。
- (3) 事務局は企画立案の中心となる。
- (4) 会計はこの会の会計を担当し、予算決算にかかる書類を作成する。
- (5) 顧問は第2条の目的達成に必要な意見をのべることを役割とする。

(会議)

第7条 この会の会議および時期等は次のとおりとする。

1. 総会 年度初め
2. 事務局会 随時
- 2 総会は会長が召集する。事務局会は事務局長が召集する。

(会計)

第8条 会計は補助金及び寄付金等をもってあてる。

(事業年度)

第9条 この会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

附 則

この規約は令和元年10月1日から実施する。従前の規約は廃止する。

改正部分は令和5年4月1日から実施する。

改正部分は令和6年5月17日から実施する。

改正部分は令和7年5月14日から実施する。